

和歌山県警察緊急事態初動措置規定

(最終改正：令和5年3月2日 和歌山県警察本部訓令第8号)

(概要)

この規定は、大規模災害、騒乱、武力攻撃、大規模テロ、重大事件等を「緊急事態」とし、和歌山県警察が迅速的確な初動措置体制を確立し、総合的かつ一体的な警察措置を講じるため、必要な基本的事項を定めたものです。